

## 第4章 次世代育成支援施策

*S Y S T E M*



# 1 基本施策

第2章で設定した基本目標を実現するための基本施策として、本計画では以下の3つの柱を設定しました。

## 1 次代の親の育成

- 子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな心を持った大人に育つよう、学校等の教育環境を整備するとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携の下で、家庭や地域の教育力の向上を図ります。
- 健全育成環境の推進に取り組むとともに、子どもの健康、発達に大きな影響を及ぼす食生活について指導していきます。
- 思春期を迎えている子どもには、次代の親としての意識づけを図り、男女共同参画社会について、普及・啓発活動を充実させるとともに、世代間交流を推進します。

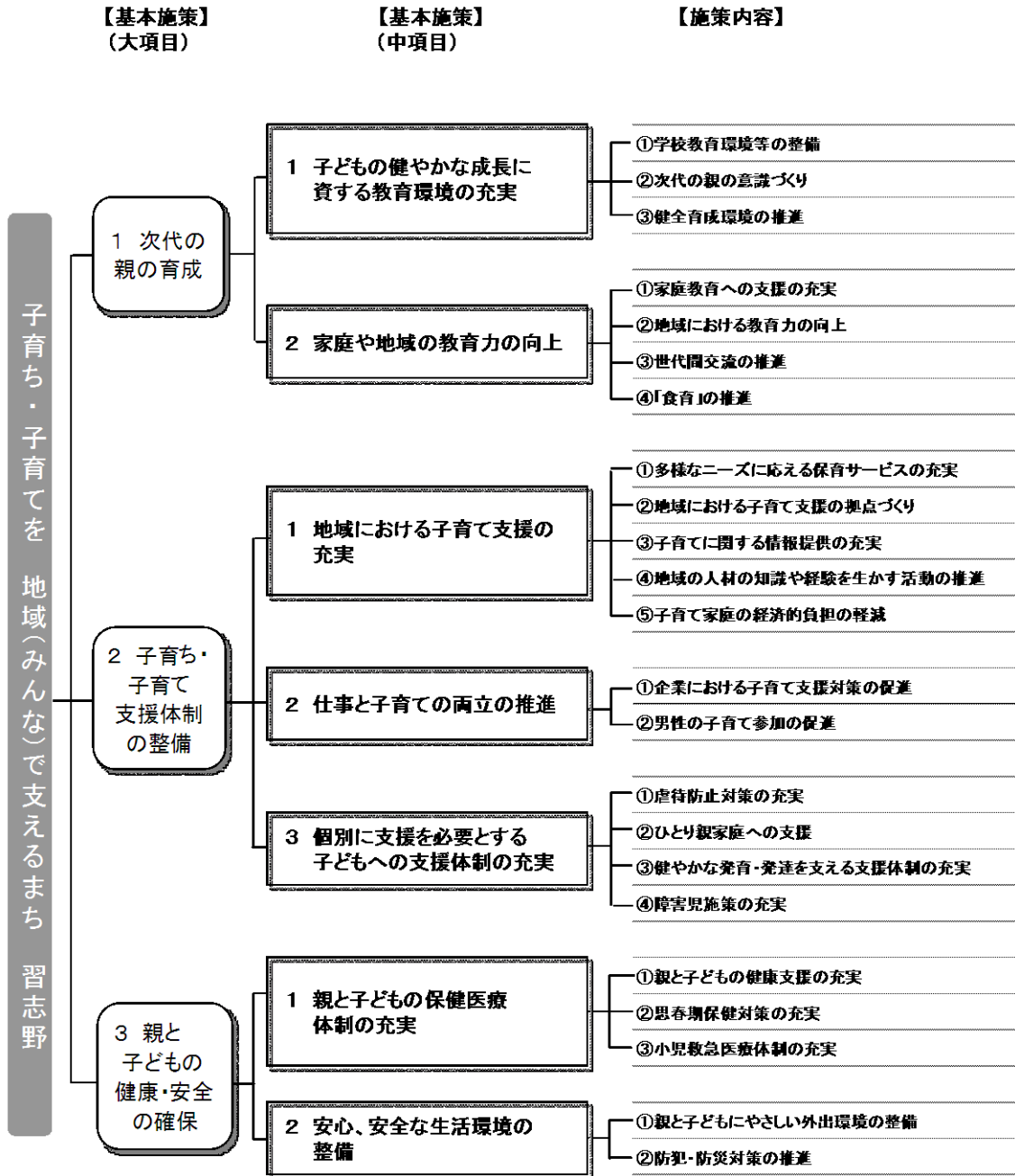
## 2 子育て・子育て支援体制の整備

- 幼稚園と保育所、こどもセンターが一体となったこども園の着実な整備を図ります。また、通常保育や一時預かり、休日保育、放課後児童会等、多様なニーズに応える保育サービスの充実を図ります。
- こどもセンターやつどいの広場(きらっ子ルーム)を地域の子育て支援の拠点としたネットワークづくりに取り組むとともに、子育てに関する情報提供の充実や高齢者等の知識や経験を生かす活動にも取り組み、地域全体として、子育ての支援を充実させます。
- 共働き家庭やひとり親家庭が増えており、こうした家庭を職場、さらには地域全体で支援していくほか、男女共同参画社会の実現のためにも、男性の子育て参加を促す等、仕事と子育ての両立支援を推進します。
- 児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立支援、さらには発達に課題がある子どもやその家族への支援等、個別に支援を必要とする子どもや家庭のための各種施策を推進します。

## 3 親と子どもの健康・安全の確保

- 親の心身の健康を保持し、安心して妊娠、出産、育児できるような環境を整備し、すべての子どもたちが、より健康的な生活が送れるよう、個別の状況に合った発育・発達への支援を充実させるとともに、思春期保健対策にも取り組んでいきます。
- 休日や夜間の急病時に、安心してかかることができる小児救急医療体制の充実を図ります。
- 親と子どもが安心して外出することができる環境の整備等、子どもや親を取り巻く生活環境を整備し、また事故や犯罪の危険から子どもを守るため、交通安全対策や防犯対策として、ハード面、ソフト面を含めた総合的な対策を推進します。

## 2 計画体系



## 3 具体的施策

### 1 次代の親の育成

#### (1) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の充実

子どもが心身ともに健やかに成長し、「自立力」を持った大人に育つよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を養えるように学校等の教育環境を整備するとともに、学校と家庭、地域が連携して教育を支えていくために、地域の風がいきかう学校づくりに努めます。そして、子どもの自己肯定感や自尊感情を損なわず、愛情の中で育みながら子どもの生き方を受け入れ、助言等により責任ある自立を促す、そんな環境づくりに努めます。

また、男女が共同して家庭を築き、子育てしていくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であることから、男女共同参画社会についての普及、啓発活動を充実させ、次代の親となる意識づくりに努めます。

さらに、IT(情報技術)の発達に伴い、様々なメディアを通じて情報がはん濫している中で、子どもの健全育成に悪影響が及ばないような環境づくりに取り組みます。

#### <学校教育環境等の整備>

##### 【重点事項】

##### 1 小学生・中学生・高校生のキャリア教育の推進

- ◆小学生・中学生を対象にした職場体験を充実させます。
- ◆職場体験を受け入れる企業を開拓します。
- ◆中学校で、現在ある職業について学習する機会を増やします。
- ◆高校3年間を見通した組織的な進路指導を充実させます。
- ◆部活動を含めた学校教育全体を通じたキャリア教育を推進します。  
(指導課・小学校・中学校・習志野高校)

##### 2 開かれた学校づくりの推進

- ◆開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員制度をすべての公立小学校・中学校・市立高校に導入しています。  
(指導課・小学校・中学校・習志野高校)

##### 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
3 個に応じた多様な指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校訪問等で授業研究を実施した際、個に応じた指導方法・学習形態の在り方に関して研究・協議を行い、きめ細かな指導をします。</li> <li>◆少人数指導による積極的な活動により、きめ細かな指導をします。</li> </ul>	指導課 総合教育センター

事業名	事業の概要	担当課
4 幼稚園・保育所・こども園・小学校関連研修会の推進	◆幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携して、保育・授業参観、合同研修会、相互職場交流研修、園児・児童の交流学习等を開催し、相互の連携に努めます。	幼稚園 保育所 こども園 小学校
5 福祉教育の推進	◆社会福祉協議会と連携を図り、福祉教育やボランティア活動に取り組んでいきます。 ◆勤労精神やボランティア精神を養う体験的な活動を経験するため、中学生の地域美化活動、地域独居老人給食サービスの手伝い、地域敬老会への参加等を推進します。	指導課 小学校 中学校
6 環境教育の推進	◆小学生の環境教育を推進するための一環として、クリーンセンター(リサイクルプラザ・清掃工場)、谷津干潟自然観察センターの施設見学を実施します。	クリーンセンター施設課 谷津干潟自然観察センター 環境政策課
7 学校健康教育の推進	◆思春期の子ども達の心身の健康教育、特に体力向上や健康安全教育(エイズ・自然災害・交通災害・喫煙・薬物乱用・食育等)について指導を行います。	指導課 小学校 中学校
8 学校施設の整備	◆情報化社会等に対応しつつ、また防災対策として学校施設の大規模改造を行います。	施設課
9 余裕教室の有効活用	◆学校の余裕教室を地域に開放する等、有効活用します。	施設課
10 適応指導教室の推進	◆不登校児童・生徒の状況に応じた、個別・小集団を通しての指導・援助を行います。	総合教育センター
11 教育相談活動の充実	◆公立中学校・市立高校に児童・生徒教育相談員、スクールカウンセラーを配置し、学校におけるカウンセリング機能の充実と、いじめ・不登校等の問題行動の解決を図ります。 ◆総合教育センターにおける電話相談、来所相談、グループ相談、訪問相談(学校・家庭)への対応や啓発資料の配布等、教育相談活動の充実を図ります。	指導課 総合教育センター
12 青少年・家庭教育相談活動の充実	◆青少年センターにおいて、青少年や保護者の悩みに対し、電話・来所等による相談を受けます。	青少年センター
13 家庭児童相談の充実	◆子育て支援相談室において、児童養育相談等の推進を図ります。	子育て支援課

## ＜次代の親の意識づくり＞

## 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
14 男女平等推進のための意識づくり	◆「習志野市男女共同参画基本計画」に基づき、講座の開催やパンフレットの配布等で、男女平等推進のための意識づくりを推進します。	男女共同参画センター
15 年代に応じた「いのち・性」の教育の充実	◆自分だけではなく、他人も思いやり、互いのいのちを大切にするための支援の一環として、子ども・保護者に向けて、「いのち・性」の大切さを啓発する活動や学習の機会の充実を図り、自分自身が愛されて育てられたということを理解し、自分自身を肯定的に受け止められるように支援します。 ◆幼稚園・こども園・学校・PTA・公民館・ヘルスステーション等の関係機関が連携し、「乳幼児健康相談事業」、「幼稚園健康教育」、「幼児家庭教育学級」、「PTA家庭教育学級」等、それぞれの年代に応じて、一貫した「いのち・性」の健康教育を行います。	健康支援課 ヘルスステーション 公民館 幼稚園 こども園 小学校 中学校

## ＜健全育成環境の推進＞

## 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
16 青少年有害図書の指定	◆青少年にとって有害な図書について、審議のうえ指定します。	青少年課

**(2) 家庭や地域の教育力の向上**

家庭を築き、子どもを生み育てるには、親となる人が身体的、精神的、経済的に成熟・自立している必要がありますが、そのためには、できるだけ早い段階から、いのちの大切さや家庭生活、社会生活に関する基礎的な素養を養っておく必要があります。そこで、乳幼児期から保護者も含めていのちの大切さについて啓発するとともに、思春期においては乳幼児とのふれあい体験や地域の人たちとの交流等の機会を積極的に提供することによって、世代間交流を推進していきます。

あわせて、子どもの健康、発達に大きな影響を及ぼす食生活について、子どもの発達に合わせて各家庭で食の健康を学ぶ機会(「食育」)を充実させます。

また、家庭や学校、地域社会が連携して教育力を高めるため、親子が絵本を介して、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるとともに、学校行事やPTA活動、さらには家庭教育学級等を通じた学習機会を充実させます。

**<家庭教育への支援の充実>****【継続事項】**

事業名	事業の概要	担当課
17 PTA家庭教育学級の充実	◆PTA会員を対象に、家庭教育の重要性、幼少年期の発達課題、学校や地域との関係等、家庭教育の諸問題や親の対応について学習します。	公民館
18 ブックスタート事業の充実	◆乳幼児期から言葉と心を育むために、絵本との出会いの機会をつくり、絵本を介した親子のふれあいを支援します。 ◆4か月を迎えたお子さんを対象に、各ヘルスステーションが開催する4か月児健康相談終了後、民生委員・児童委員の協力のもと、読み聞かせの大切さを伝え、絵本とコットンバッグをお渡しします。 ◆誕生記念として特別にデザインした図書館カードを、ブックリストとともに新生児に配付し、登録を促進します。	子育て支援課 図書館
(再掲)年代に応じた「いのち・性」の教育の充実	◆自分だけではなく、他人も思いやり、互いのいのちを大切にするための支援の一環として、子ども・保護者に向けて、「いのち・性」の大切さを啓発する活動や学習の機会の充実を図り、自分自身が愛されて育てられたということを理解し、自分自身を肯定的に受け止められるように支援します。 ◆幼稚園・こども園・学校・PTA・公民館・ヘルスステーション等の関係機関が連携し、「乳幼児健康相談事業」、「幼稚園健康教育」、「幼児家庭教育学級」、「PTA家庭教育学級」等、それぞれの年代に応じて、一貫した「いのち・性」の健康教育を行います。	健康支援課 ヘルスステーション 公民館 幼稚園 こども園 小学校 中学校



## ＜地域における教育力の向上＞

## 【重点事項】

19 (仮称)キッズ  
スポット・サービス  
の実施

◆公民館の空いている部屋を利用し、安全・安心な放課後の子どもの居場所を確保します。  
(社会教育課・青少年課)

## 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
20 あづまこども会館事業の充実	◆児童の健全な遊び、学習の場、また地域住民の活動の場として、こども会館の事業を充実します。	青少年課
21 青少年健全育成の推進	◆子ども会育成会連絡協議会・青少年相談員等の事業を援助し、青少年の健全育成を推進します。 ◆ボーイスカウト・ガールスカウト・スポーツ少年団等の事業を援助し、青少年の健全育成を推進します。	青少年課
22 子ども講座の充実	◆学校が休みの土曜日・日曜日や長期休業日に、親子、異年齢の子どもとのふれあいや豊かな心を育てることを目的として実施している、子ども講座の充実を図ります。	公民館
23 学校体育施設の開放	◆市内小学校の校庭・体育館を土曜日・日曜日・祝日に開放し、運動する場を提供します。	生涯スポーツ課
24 児童教室の開催	◆スポーツ施設等で児童を対象としたスポーツ教室を定期的で開催します。	生涯スポーツ課

## ＜世代間交流の推進＞

## 【重点事項】

25 地域交流事業  
の充実

◆学校支援ボランティアの活用等、地域の人材や素材等の授業への活用と地域との交流を推進します。  
(小学校・中学校)

26 中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児の交流の  
充実

◆中学校家庭科、総合的な学習の時間等の授業の一環として中学生と幼稚園児や保育所児、こども園児との交流を実践します。  
(中学校・幼稚園・保育所・こども園)

【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
27 地域参加型 学校行事の推進	◆学校行事に保護者・地域の高齢者等を招待し、地域との連帯意識を育み、人間性豊かな児童・生徒を育成します。	指導課 小学校 中学校

<「食育」の推進>

【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
28 幼稚園・保育所・こども園・小学校・家庭等における「食育」の推進	◆親子を対象にした適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導、調理実習等を開催し、家庭における「食育」を推進します。 ◆幼稚園・保育所・こども園・学校教育全体の中で、食に関する指導を実施し、健全で豊かな食生活を送るために必要な力が身につくような指導を実施します。 ◆保健連絡会等を通して、幼稚園・保育所・こども園・学校との連携を図り、発達段階に応じた食育を実施します。	学校教育課 指導課 こども保育課 公民館 幼稚園 保育所 こども園
29 健康的な食生活習慣の確立の推進	◆「ママ・パパになるための学級」、「離乳食教室」、「乳幼児健康相談事業」、「食生活なんでも相談」等を通じて、望ましい食生活習慣の確立に向けて、妊娠中から乳幼児期まで一貫した取り組みを関係機関と連携しながら行います。	健康支援課 ヘルスステーション

## 2 子育て・子育て支援体制の整備

### (1) 地域における子育て支援の充実

幼稚園と保育所、こどもセンターが一体となったこども園の整備を図り、子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを提供するための拠点づくりを推進するとともに、関係団体とのネットワークづくりに取り組みます。

あわせて、通常保育、一時預かり、休日保育等の保育サービスの定員を拡充するとともに、幼稚園・こども園での預かり保育や放課後児童会の利用を希望する全員の受け入れ等、子育て家庭の多様なニーズに応える保育サービスを充実させていきます。

また、こどもセンター、つどいの広場(きらっ子ルーム)や子育てに関する様々な情報提供を充実させるほか、高齢者を含む子育て後の世代の知識や経験を生かす活動にも取り組む等、地域全体として子育て支援を充実させます。

さらに、子どもの医療費の助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。

#### <多様なニーズに応える保育サービスの充実>

##### 【重点事項】

#### 30 こども園の整備

- ◆幼稚園、保育所、こどもセンターが一体となったこども園を整備し、地域の子育て・子育ての拠点として、様々な支援を実施します。  
(こども政策課・こども保育課)

【具体的目標】	21年度	26年度
★こども園	1 か所	⇒ 3 か所

#### 31 保育所・こども園における保育サービスの充実

- ◆待機児童ゼロを目指し、保育定員を増やします。
- ◆一時預かりを行う施設を、7 か所に拡大します。
- ◆22 時までの受け入れ態勢がある施設を、拡大します。

【具体的目標】	21年度	26年度
★通常保育定員	1,585 人	⇒ 1,711 人
★延長保育(19 時まで)	15 か所	⇒ 16 か所
★延長保育(20 時まで)	1 か所	⇒ 3 か所
★延長保育(22 時まで)	1 か所	⇒ 3 か所
★一時預かり定員	60 人	⇒ 105 人

#### 32 民間保育事業者の多様なサービス力の活用

- ◆通常保育受け入れ枠の拡大や延長保育時間の拡大、休日保育等に民間保育事業者のノウハウによる多様なサービス力を活用します。  
(こども保育課)

33 ファミリー・サ  
ポート・センターの  
充実

- ◆ファミリー・サポート・センターの育児・家事支援に加えて、ショートステイ(児童の宿泊を伴う預かり)支援を行い、ファミリー・サポート・センター機能を充実するとともに、提供会員の確保に努めます。  
(子育て支援課)

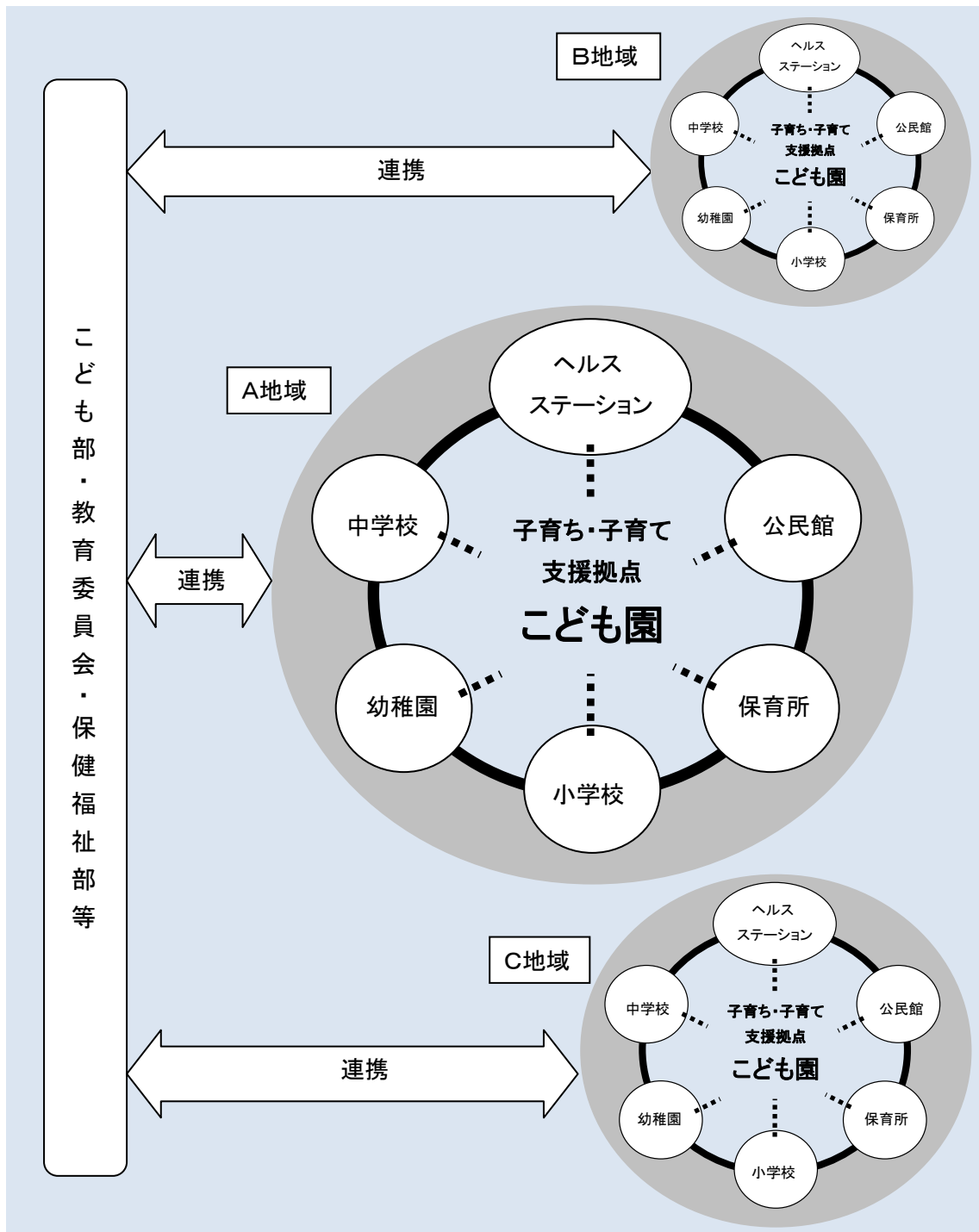
34 放課後児童  
会の運営

- ◆各児童会において、希望する小学校1年生から3年生までの児童を受け入れます。
- ◆障害のある児童については、引き続き6年生まで受け入れます。
- ◆障害のある児童がいる放課後児童会には、指導員を加配します。
- ◆指導員の配置基準の見直しを行います。  
(青少年課)

■こども園

こども園は、幼稚園と保育所、こどもセンターが一体となった施設で、保育・教育、各種相談、情報の発信・交換、コミュニケーションの基地としての役割を担い、地域の人や各施設との連携を図りながら、誕生から就学前までの子どもの育ちや親の子育てを支援する地域の拠点となります。平成18年度より、幼稚園と保育所の枠を超えた0歳児から5歳児までの一貫したカリキュラムを全市的に導入するとともに、こども園においては幼稚園児と保育所児(4歳・5歳児)の合同保育を実施します。

■子育て・子育て支援におけるイメージ図



## 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
35 休日保育の充実	◆休日保育を継続して実施するとともに、実施施設を拡大します。 【具体的目標】 21年度 26年度 ★実施か所数 1か所 ⇒ 3か所	こども保育課
36 障害児保育の充実	◆集団保育が可能な障害のある子どもや、介護を必要とする子どもを受け入れ、健常児とともに保育します。	こども保育課
37 幼稚園・こども園における預かり保育の充実	◆幼稚園・こども園で、預かり保育を継続して実施します。 【具体的目標】 21年度 26年度 ★実施か所数 15か所 ⇒ 12か所 (公立幼稚園の再編及び私立化に伴う減少)	こども保育課
38 鹿野山宿泊保育の充実	◆鹿野山少年自然の家で、自然体験のため1泊2日の宿泊保育を実施します。	こども保育課
39 病児・病後児保育の充実	◆子どもが病気の時に、家庭の事情や仕事の都合等で育児が困難な期間に医療機関に付設された市内2か所の施設で、施設間の連携を図りながら事業を実施します。 【具体的目標】 21年度 26年度 ★実施か所数 2か所 ⇒ 2か所	子育て支援課
40 保育所補修整備の推進	◆安心して安全な保育環境を保持するため、保育所の施設整備、改修を計画的に推進します。	こども保育課
41 養育支援家庭訪問の実施	◆育児支援が必要な家庭に対し相談員や保健師等が、子育て支援サービスや情報の提供を行うとともに、子育てに関して専門的な指導及び支援を家庭訪問により実施します。	子育て支援課
42 公民館の託児付き成人講座の実施	◆公民館で実施する成人向け講座に託児を設けます。	公民館

## &lt;地域における子育て支援の拠点づくり&gt;

## 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
43 こどもセンターの充実	◆子どもと親が自由に遊び交流する場として、子育てに関する情報提供、小児科医等による育児相談、乳幼児を対象とした学習会、公民館等、地域に出向いた育児講座等の行事を行い、また土曜日に開館することで、父親の育児参加を促します。 【具体的目標】 21年度 26年度 ★実施か所数 2か所 ⇒ 4か所	子育て支援課 こども保育課

事業名	事業の概要	担当課
44 つどいの広場(きらっ子ルーム)の充実	◆商店街の空き店舗やマンションの一室を活用し、主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合いながら交流を図り、育児相談等を行う場を提供することにより、孤立しがちな子育て家庭の負担軽減を図ります。 【具体的目標】 21年度 26年度 ★実施か所数 2か所 ⇒ 2か所	子育て支援課
45 保育所・こども園における地域開放活動の充実	◆子ども同士のふれあい、保護者同士の交流、育児情報の提供の場として、保育所・こども園を地域に開放します。	保育所 こども園 こども保育課
46 幼稚園・こども園における子育てふれあい広場の充実	◆親子、親同士、子ども同士、園児との交流、遊びの紹介、子育て相談等の場として、幼稚園・こども園を地域に開放します。	幼稚園 こども園 こども保育課
47 育児サークルへの支援	◆親同士の情報交換と育児の仲間づくりを進めるため、場所の提供や育児サークルの育成・交流等の支援を行います。	公民館 子育て支援課

#### <子育てに関する情報提供の充実>

##### 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
48 子育て情報の提供	◆「子育てハンドブック」、「すこやか習志野っ子ファイル」、「すこやか子育てガイド」、「子育て情報マップ」等を作成し、妊娠中から子育て期に合わせて、必要な子育て情報を提供します。	子育て支援課 健康支援課 ヘルスステーション
49 育児講座の充実	◆公民館で乳幼児を持つ親を対象に、乳幼児の健康や遊び、心理、心と体の発達等、子育てに関する講座を実施します。	公民館
50 幼児家庭教育学級の充実	◆公民館で3歳児の親を対象に、様々な角度から子育てに関する講座を実施します。	公民館

#### <地域の人材の知識や経験を生かす活動の推進>

##### 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
51 子育て経験者や高齢者のための子育て講座の実施	◆子育てについて豊富な経験を有するものの、子育てに関する情報が乏しい高齢者等に、最近の子育て事情等について講座を実施し、子育てを地域で支えていく意識を醸成します。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
52 地域の人材の活用	◆こどもセンターで開催する学習会等において、地域の人々の子育てに関する知識・技術を有効活用します。	子育て支援課
53 ならしの子育て支援ネットワークの充実	◆子育て支援に様々な形で関わっている団体等が、情報交換や問題点・課題を共有する場を設け、お互いの立場を理解し合いながら対策を講じることにより、地域における子育て支援をさらに推進していきます。	子育て支援課

<子育て家庭の経済的負担の軽減>

【新規事項】

54 子ども手当の支給	◆15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の養育者(父母等)に手当を支給します。 (子育て支援課)
-------------	--

【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
55 子どもの医療費等の助成	◆未就学児童の入院・通院、小学生の入院にかかる医療費について、保険診療自己負担分を一部助成します。また、平成22年12月1日より、通院に係る対象年齢を9歳に達する日以後の最初の3月31日(小学校3年生)まで拡大します。	子育て支援課





**(2) 仕事と子育ての両立の推進**

ひとり親家庭や共働き家庭が増える中、仕事と子育ての両立を推進するため、育児休業制度等の各種制度の普及や休暇を取りやすくする雰囲気づくり等、企業における子育て支援を啓発・推進していきます。

また、家庭においても、女性に偏りがちな子育ての役割を男性も担うようにするため、男性の子育て参加を促す取り組みを充実させていきます。

## &lt;企業における子育て支援対策の促進&gt;

## 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
56 子育てに関する制度の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職業生活と家庭生活の両立に関する制度等について、パンフレットの配布等により情報提供を行います。</li> <li>◆育児休業制度、配偶者の出産休暇制度や子の看護休暇制度についてパンフレット等で啓発するとともに、求人情報サイト「アクティブならしの」にも掲載し、情報提供を行います。</li> <li>◆市内企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを、商工会議所と連携して啓発し、「子育て支援先端企業」の誕生を目指します。</li> </ul>	男女共同参画センター 商工振興課 子育て支援課 こども政策課
57 企業における男女平等の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国・県・関係機関等が発行するパンフレット等を事業主に配布し、企業における男女平等に関する情報の提供を行います。</li> </ul>	男女共同参画センター 商工振興課

## &lt;男性の子育て参加の促進&gt;

## 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
58 男女共同参画の子育て意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ママ・パパになるための学級」、「明日の親のための学級」で、夫婦の役割を考えるきっかけとなる内容をプログラムに盛り込み、啓発します。</li> <li>◆妊婦、出産、育児のための情報を盛り込んだパンフレットの配布等、父親も育児を担えるような支援を行います。</li> </ul>	健康支援課 ヘルスステーション 公民館
(再掲)男女平等推進のための意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「習志野市男女共同参画基本計画」に基づき、講座の開催やパンフレットの配布等で、男女平等推進のための意識づくりを推進します。</li> </ul>	男女共同参画センター

**(3) 個別に支援を必要とする子どもへの支援体制の充実**

すべての子どもの健全な心身の成長を促していくため、虐待予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、総合的な対策を充実させていきます。

また、離婚の増加等によりひとり親家庭が増加している中で、すべての子どもの健やかな成長のため、ひとり親家庭の自立支援や生活支援等、総合的な対策を推進します。

さらに、「ノーマライゼーション」の理念のもとに、個々に応じた相談を行った上で発達を支援し、地域社会で支援を必要とする子どもやその家庭を温かく見守る環境づくりを進めます。

<虐待防止対策の充実>

**【重点事項】**

59 虐待の予防、  
早期発見と対策、  
防止

- ◆ならしのこどもを守る地域ネットワーク(代表者会議・実務者会議・個別支援会議)、研修等を開催し、児童虐待防止に努めます。
- ◆養育支援家庭訪問事業や子育て支援相談室での相談・支援を通じ、児童の虐待防止対策に努めます。
- ◆健康相談や健康診査、訪問指導等の機会に児童虐待の予防及び早期発見に努め、関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。
- ◆民生委員・児童委員、母子保健推進員による予防・防止活動も実施します。  
(子育て支援課・健康支援課・ヘルスステーション・こども保育課・指導課・学校教育課・青少年センター・青少年課・幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校)

**【継続事項】**

事業名	事業の概要	担当課
(再掲)養育支援家庭訪問の実施	◆育児支援が必要な家庭に対し相談員や保健師等が、子育て支援サービスや情報の提供を行うとともに、子育てに関して専門的な指導及び支援を家庭訪問により実施します。	子育て支援課

<ひとり親家庭への支援>

**【継続事項】**

事業名	事業の概要	担当課
60 児童扶養手当の支給	◆「児童扶養手当法」に基づき、父親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母親又は養育者に、手当を支給します。また、平成22年8月より、母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している父親に、手当を支給します。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
61 ひとり親家庭等医療費等の助成	◆「習志野市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例」に基づき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭の方等が、医療保険により受診した場合の医療費の一部を助成します。	子育て支援課
62 母子寡婦福祉資金の貸付	◆「母子及び寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、寡婦を対象に事業資金等の福祉資金を貸付します。	子育て支援課
63 ひとり親家庭自立支援員による相談体制の充実	◆母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭を対象に、生活一般、就業、児童の養育等についての相談に応じ、自立に向けて必要な支援を行います。	子育て支援課
64 ひとり親家庭自立支援給付金の支給	◆ひとり親の経済的な自立を支援するため、就労に必要な知識や技能の習得等に係る教育訓練講座や高等技能訓練等の経費(受講料)を助成します。	子育て支援課
65 就学援助費の支給	◆経済的理由によって就学することが困難な児童及び生徒に対し、就学援助費を支給します。	学校教育課

<健やかな発育・発達を支える支援体制の充実>

【重点事項】

66 (仮称)発達相談センターの整備

- ◆幼児言語療法施設「ひまわり学園」の機能を再編し、子どもの成長・発達に関する総合的な相談支援及び指導の中核施設を新総合福祉ゾーンに整備し、子どもの発達と家族を支援する体制を整えます。  
(ひまわり学園)

67 発達支援サポートネットワークの充実

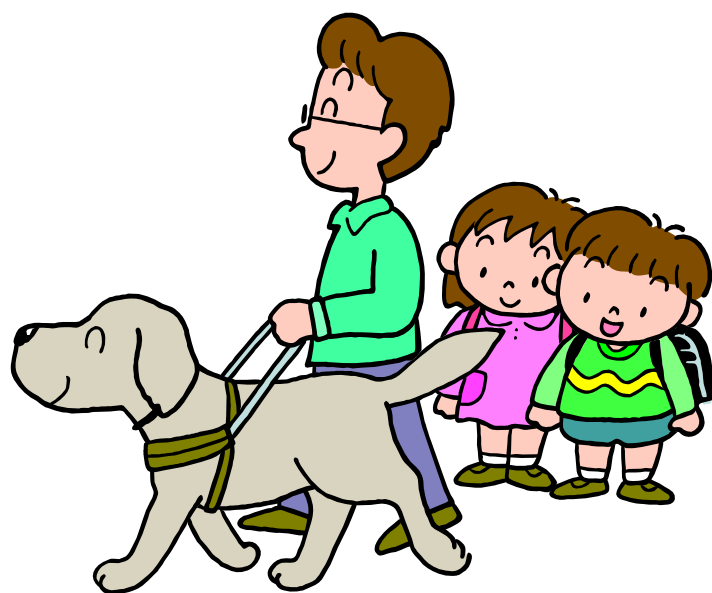
- ◆本市の発達支援施策を推進するため、知識経験者で構成された「発達支援システム等検討協議会」の専門的な助言、指導を得ながら、幼稚園・保育所・こども園・学校・福祉関係施設等関係機関の職員による「発達支援サポートネットワーク会議」で議論を深め、施策の立案やシステム整備を図ります。
- ◆障害の有無にかかわらず、発達に心配がある子どもに対しては、保護者の意向を踏まえ、個別支援計画を作成し、個別の状況に応じた指導・訓練の実施、評価、計画の見直しを行って、子どもの成長、発達を支えるしくみをつくります。また、子どもの成長・発達の経過や支援方針等を、確実に引継ぐ体制を整備します。
- ◆注意欠陥多動性障害(ADHD)・学習障害(LD)・アスペルガー症候群等の発達障害のある児童の早期発見、支援の強化を図ります。
- ◆発達支援に関する研修を充実、強化し、子どもの支援にかかわる職員の資質向上を図ります。  
(障害福祉課・子育て支援課・健康支援課・ヘルステーション・こども保育課・指導課・学校教育課・幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・あかしあ学園・あじさい学園・ひまわり学園)

<障害児施策の充実>

【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
68 障害児施設での療育の充実	◆知的障害児通園施設「あかしあ学園」・肢体不自由児通園施設「あじさい学園」において、療育を実施します。	あかしあ学園 あじさい学園
69 補装具の交付	◆日常生活をサポートするために、補聴器・義足・車椅子等の補装具を交付します。	障害福祉課
70 障害福祉サービスの利用促進	◆地域生活を支援するため、家庭において障害児を一時的に介護できない時に、ヘルパーの派遣、施設等での一時的預かり、デイサービス等、サービス環境の整備を促進します。	障害福祉課
71 特別児童扶養手当の支給	◆「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を監護・養育している方に、手当を支給します。	障害福祉課

事業名	事業の概要	担当課
72 障害児福祉手当の支給	◆常時介護を必要とする在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。	障害福祉課
73 重度心身障害児医療費の助成	◆重度心身障害児を対象に、医療費の一部を助成します。	障害福祉課
74 タクシー利用券の交付	◆障害児のタクシー利用費用の一部を助成します。	障害福祉課
75 特別支援教育就学奨励費の補助	◆特別支援教育を受ける児童及び生徒を養育する世帯を対象に就学奨励費を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課



### 3 親と子どもの健康・安全の確保

#### (1) 親と子どもの保健医療体制の充実

安全で安心な妊娠・出産と、乳幼児が心身ともに健やかに成長できる環境や体制を整備し、子どもと母親及び家族の健康の確保に努めます。

あわせて、子どもの健康な発育・発達に大きな影響を及ぼす食事や睡眠、排泄、遊び等の基本的な生活習慣が、良好な人間関係のもと培われていくよう、情報提供や学ぶ機会を充実させます。

思春期における望まない妊娠や性感染症、飲酒、喫煙等の問題行動を防ぎ、健やかな命を育む環境をつくるために、乳幼児期から児童期、思春期までの一貫した、いのちの大切さや性に関する正しい知識の啓発等、思春期保健対策に積極的に取り組んでいきます。

さらに、子どもが病気になった時に、安心してかかることができる小児救急医療体制を整備していきます。

#### <親と子どもの健康支援の充実>

##### 【重点事項】

76 健やかな子を産み育てる体制の充実

- ◆母子健康手帳の交付から始まる、妊娠・出産・育児を通した一貫性のある健診・相談・教育の実施体制を充実し、思春期保健を含めた親と子の健康づくりを進めます。
- ◆母子保健活動の拠点としてのヘルスステーションの充実を図ります。  
(健康支援課・ヘルスステーション)

77 心身の健康についてハイリスク者の把握と支援の充実

- ◆病気や障害の可能性を早期に把握し、適正な医療や療育の体制につなげていきます。
- ◆家庭の養育力に着目した母子保健活動を展開する中から、子どもの心身の健全な発育・発達を阻害する因子に対して、早期対応を図ります。  
(健康支援課・他関係各課)

(再掲)(仮称)発達相談センターの整備

- ◆幼児言語療法施設「ひまわり学園」の機能を再編し、子どもの成長・発達に関する総合的な相談支援及び指導の中核施設を新総合福祉ゾーンに整備し、子どもの発達と家族を支援する体制を整えます。  
(ひまわり学園)

## 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
78 母子健康手帳の交付	◆妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、個々の状況に沿った相談・指導を行い、妊娠初期からの継続した支援を行います。	健康支援課 ヘルステーション
79 継続して支援が必要な妊婦への支援の充実		
80 ママ・パパになるための学級の充実	◆安心して妊娠・出産・育児に臨めるように、知識・技術を提供する場を設けるとともに、身近な地域での仲間づくりを推進します。	健康支援課 ヘルステーション
81 乳幼児に対する健康相談の充実	◆助産師による産婦・新生児訪問、地区住民でもある制度ボランティアの母子保健推進員による全出生児の家庭訪問、全員を対象とした乳幼児の健康相談等を通して、子育てに関する不安感の軽減や情報提供を行います。また、健康な生活を目指した食事・睡眠・遊び・むし歯予防等生活習慣について、保健師・栄養士・歯科衛生士が情報提供を行い、個々の状況に応じた相談にも応じます。 ◆乳幼児の発育・発達に関する心配については、専門医師による発達相談や、心理職による相談の機会を設け、親の不安を丁寧に受け止めながら、早期に適切な指導や療育につなげることによって、子どもにとっての最大限の成長・発達を促す支援をしていきます。 ◆電話や来所・訪問等での妊婦・保護者からの相談窓口として、ヘルステーションの機能を強化していきます。	健康支援課 ヘルステーション
82 健康教育の推進	◆生涯の健康の基盤をつくる大切な時期の、子どもの生活と健康をテーマにとして、食事・排泄・睡眠・遊び等とその生活リズムの重要性を伝え、いのちと性の教育の第一歩として、乳幼児期の保護者への教育にも力を入れていきます。 ◆男女ともにかかわる妊娠・出産から子育てについての意識啓発や、体験学習の機会を拡充し、男女共同参画の視点で母性・父性の役割について学ぶ機会を設けます。 ◆乳児の相談や公民館・幼稚園における健康教育等の機会に、保護者に対して「いのちと性」の正しい理解を目的とした学習を、一貫した流れの中で行えるよう取り組んでいきます。	健康支援課 ヘルステーション

事業名	事業の概要	担当課
83 健康診査の充実	<p>◆安全で安心な妊娠・出産と、子どもの発育・発達を確認し、健やかな成長を促すため、医療機関で行う一般健康診査の費用、妊婦歯科健康診査の費用を助成します。</p> <p>◆幼児期においては集団健康診査を行い、保護者とともに子どもの心身の発育・発達を確認し、ことばや行動等、保護者の心配事に対して、医師、歯科医師、心理職、言語聴覚士、保健師、栄養士、歯科衛生士等が対応します。</p>	健康支援課
84 予防接種	<p>◆感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、「予防接種法」に基づく定期予防接種を行います。</p>	健康支援課
(再掲)ブックスタート事業の充実	<p>◆乳幼児期から言葉と心を育むために、絵本との出会いの機会をつくり、絵本を介した親子のふれあいを支援します。</p> <p>◆4か月を迎えたお子さんを対象に、各ヘルステーションが開催する4か月児健康相談終了後、民生委員・児童委員の協力のもと、読み聞かせの大切さを伝え、絵本とコットンバッグをお渡しします。</p> <p>◆誕生記念として特別にデザインした図書館カードを、ブックリストとともに新生児に配付し、登録を促進します。</p>	子育て支援課 図書館
(再掲)養育支援家庭訪問の実施	<p>◆育児支援が必要な家庭に対し相談員や保健師等が、子育て支援サービスや情報の提供を行うとともに、子育てに関して専門的な指導及び支援を家庭訪問により実施します。</p>	子育て支援課

<思春期保健対策の充実>

【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
85 中学校区地域保健連絡会の推進	<p>◆中学校区ごとに実施している地域保健連絡会において、幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・高校・公民館等の関係職員が連携を強化し、保護者や習志野健康福祉センター等、外部関係機関との連絡調整を行いながら、子どもの発育・発達に応じた健康づくりに取り組む体制づくりを進めていきます。</p>	健康支援課 ヘルステーション 学校教育課
(再掲)ママ・パパになるための学級の充実	<p>◆安心して妊娠・出産・育児に臨めるように、知識・技術を提供する場を設けるとともに、身近な地域での仲間づくりを推進します。</p>	健康支援課 ヘルステーション



事業名	事業の概要	担当課
(再掲)健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生涯の健康の基盤をつくる大切な時期の、子どもの生活と健康をテーマとして、食事・排泄・睡眠・遊び等とその生活リズムの重要性を伝え、いのちと性の教育の第一歩として、乳幼児期の親への教育にも力を入れていきます。</li> <li>◆男女ともにかかわる妊娠・出産から子育てについての意識啓発や、体験学習の機会を拡充し、男女共同参画の視点で母性・父性の役割について学ぶ機会を設けます。</li> <li>◆乳児の相談や公民館・幼稚園における健康教育等の機会に、保護者に対して「いのちと性」の正しい理解を目的とした学習を、一貫した流れの中で行えるよう取り組んでいきます。</li> </ul>	健康支援課 ヘルスステーション

### <小児救急医療体制の充実>

#### 【重点事項】

86 小児救急医療体制の整備、充実

- ◆小児が休日・夜間の急病時に、確実に受け入れられる診療体制の充実を図ります。
- ◆夜間や休日における一次・二次診療は、習志野市医師会等の関係機関の協力を得るとともに、近隣市の医療機関と連携しながら対応しております。今後も引き続き関係機関の協力を得ながら体制整備を図っていきます。  
(健康支援課)

**(2) 安心、安全な生活環境の整備**

子育て家庭を支援するため、道路や公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、授乳やおむつ交換ができる場等、乳幼児を連れて安心して外出できる環境を整備します。

また、安全で安心して通行できる道路交通環境の整備を進めるとともに、学校や地域が連携した交通安全教室の開催や交通安全の普及啓発活動に努めます。

さらに、子どもを犯罪から守るため、「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、家庭や学校、地域が協力しつつ、様々な防犯活動に取り組みます。

<親と子どもにやさしい外出環境の整備>

【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
87 安全で安心なまちづくり基本計画等に基づく施策の実施	◆「基本計画」及び「実施計画」に基づき、防犯啓発活動、庁内関係機関及び地域等との連携・ネットワークの整備、防犯パトロールの強化、子どもたちの通学時等における安全確保、地域防犯活動への支援等の施策に積極的に取り組みます。	安全対策課
88 駅、公共施設、道路等のバリアフリー化	◆駅や公共施設における手すりやエレベーターの設置等の整備・改善について関係機関の協力を得ながら促進します。 ◆歩道の段差改善等のバリアフリー化を図ります。	企画政策課 道路交通課 各施設所管課
89 学校安全の充実	◆①総合的な学校安全計画作成・整備、②学年や年齢に合わせた交通安全教室の充実・指導の徹底、③安全点検の充実・事後処理の徹底、④学校安全関係者の質的向上、⑤学校・行政・地域が連携した通園・通学路の点検・改善整備を図ります。	学校教育課 指導課 こども保育課
90 子育て応援ステーション事業の充実	◆乳幼児を連れて、安心して外出できる環境を整えるため、授乳やおむつ交換ができる場を整備していくとともに、地域力を活用した子育て家庭への支援施策を検討します。	子育て支援課
91 公園施設の整備	◆公園施設は、子どもの視点に立った整備に配慮します。	公園緑地課
92 地域住民参加型の公園維持管理	◆一部の公園で、地域住民の協力を得ながら掃除、軽微な遊具点検等の維持管理を推進していきます。	公園緑地課
93 応急手当普及啓発活動の推進	◆救急救命率の向上を図るため、市民への普通救命講習会を実施します。	警防課

## ＜防犯・防災対策の推進＞

## 【重点事項】

94 地域防災計画の見直しと各種防災対策の拡充及び強化

◆災害から子どもたちの命と身を守るため、「地域防災計画」及び「行動計画」の見直しを行い、防災訓練や防災教育の実施、幼稚園や保育所・こども園・小学校・中学校等の安全性の向上、応急保育や応急教育の実施、避難体制や防災拠点・施設等の整備、災害時要援護者支援等、各種防災対策の拡充及び強化を図り、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進します。  
(安全対策課)

## 【継続事項】

事業名	事業の概要	担当課
95 自主防災組織の拡充及び強化	◆地域における防災活動の中心となる、自主防災組織の拡充と強化を図ります。	安全対策課
96 青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成	◆自主・自立の防犯対策や青少年の健全育成を目的に、小学生と中学生で組織される青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成を図ります。	安全対策課
97 子ども110番の家の拡大	◆児童・生徒の緊急回避場所を確保するとともに、不審者出没の抑止力とするため、子ども110番の家の拡大を図ります。	青少年センター
98 子ども向けの防犯教育の徹底	◆子どもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、防犯教育の徹底を図ります。	学校教育課 指導課 こども保育課
99 学校・警察連絡制度の充実	◆学校と警察が相互に連絡し、情報の共有化を図りながら、児童・生徒の非行防止や安全確保を図ります。	指導課 こども保育課
100 ケータイ緊急情報サービスの拡大	◆防災情報のほか、火災等の消防情報、緊急時の注意を呼びかける防犯対策情報等を、市民にとっての重要情報としてメールでお知らせするとともに、登録者数の拡大を図ります。	安全対策課